

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的支援について

令和2年6月2日 更新

1. 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(全学生 対象)

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円(うち非課税世帯の場合20万円)が支給されます。

⇒詳しくは [こちら](#)

2. 家計急変による給付奨学金・授業料免除への申込について(学部学生 対象)

原則として、家計急変事由発生日から3か月以内に申請する必要があります。(ただし、家計急変事由発生日が進学(進級)前の2019年1月~2020年3月の場合は、2020年6月末までに申請が必要です。)

⇒家計急変事由について、詳しくは [こちら](#)

⇒申請書類などについて、詳しくは [こちら](#)

3. 家計急変による貸与奨学金への申込について(学部生・大学院生 対象)

原則として、家計急変事由発生日から12か月以内に申請する必要があります。

申請を希望する人は、[申請書類請求書](#)と返信用封筒(250円切手貼付)を大学へ郵送してください。

⇒家計急変事由について、詳しくは 学部学生は [こちら](#)

大学院生は [こちら](#)

4. 奨学金:進学届提出期間の延長について(学部新入生 対象)

提出期間を延長しました。、「奨学生採用候補者」に決定されている方で、まだ手続きをしていない人は、6月12日(金)までに、手続きしてください。⇒詳しくは [こちら](#)

◆ 修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

- ・生活福祉資金貸付金(緊急小口資金の特例貸付)【幅広い世帯の方】
- ・生活福祉資金貸付金(教育支援資金)【低所得世帯】
- ・母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)【母子・父子・寡婦家庭の方】
- ・住居確保給付金【独立生計・収入減の方】
- ・特別定額給付金(総務省)【住民基本台帳に記録されている方】
- ・日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】
- ・雇用調整助成金の特例措置【事業主】

⇒詳しくは [こちら](#)